

2021年3月1日

組合員・利用者の皆様へ

京都市農業協同組合

緊急事態宣言解除後の当組合の対応について

京都府では2021年2月28日をもって緊急事態宣言が解除されました。解除された後においても、当組合では、組合員・利用者の皆様ならびに職員の健康と安全を第一に考慮し、下記対策を当面の間、継続して実施させていただきます。

組合員・利用者の皆様にはご不便をおかけいたしますが、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

記

実施期間

2021年3月1日～当面の間

渉外活動について

○渉外活動は、お電話等でお客様の同意を得た上で訪問することとし、訪問する際はマスクの着用・消毒等の感染防止対策を徹底いたします。

○集金業務は15時までとさせていただきます。

窓口業務について

○通常どおり営業いたします。

【お願い】

- ・感染拡大防止のため、職員はマスクの着用をさせていただきます。
- ・ご来店時には可能な限りマスクの着用をお願い申し上げます。また、職員は接客の際に手指を消毒させていただくことをご了承くださいませ。
- ・入店の際は、設置のアルコール消毒液にて手指の消毒にご協力お願い申し上げます。
- ・ご来店時に発熱や咳などの症状、または検温にて37.5度以上の熱がある場合にはご入店をご遠慮いただく場合がございます。

以上